

第8章 円滑な介護保険事業の運営

第8章 円滑な介護保険事業の運営

1 適正な事業運営の確保

(1) 介護保険料収入の確保

第1号被保険者の保険料は、老齢福祉年金等を除く年金の年額が18万円以上の方は、原則として年金から差し引く「特別徴収」となり、「特別徴収」によらない場合は、口座振替や納付書で金融機関等に納める「普通徴収」となります。

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることが、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かすことができません。区ではこれまでも、保険料の収納対策として、コンビニエンスストアやモバイルレジ*での納付による納付機関・納付方法の拡大や、できるだけ滞納の初期時点で、電話等による納付勧奨を実施するなど保険料収入の確保に努めてきました。

しかし、介護保険料は時効までの期間が2年間であり、納付勧奨から納付に至るまでの期間が短いため、下表のとおり不納欠損額が増加している状況です。

このため、納付勧奨業務を一層強化するとともに、高額滞納者に対する差し押さえ等を強化し、保険料収入の安定的な確保に努めていきます。

	調定額	収納額	未納額	未納率	不納欠損額
26年度	10,359,497,577円	9,701,185,513円	658,312,064円	6.35%	185,220,624円
27年度	12,136,068,697円	11,449,721,847円	686,346,850円	5.66%	186,303,268円
28年度	12,408,814,353円	11,694,602,995円	714,211,358円	5.76%	187,357,749円

(2) 事業所の適正な指定等

介護が必要な状態になっても区民が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、保険者として地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供事業所の指定・支援を適切に行います。

平成30年4月からは、地域共生社会の実現に向けた取組の一つとして高齢者と障がい者が同一事業所でサービスが受けられる共生型サービス事業所のほか、東京都から区に移譲される居宅介護支援事業所に対する円滑かつ適正な指定を行います。

事業所の開設に関わる事前相談や、開設後の事業所訪問、指定更新時の運営確認など、事業所指定後も区の条例等に照らし適切な事業所運営ができるよう事業所を支援するとともに、利用者が安全で質の高いサービスを受けられるよう努めていきます。

(3) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議等の運営

区は、「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」において、介護保険事業の運営状況及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画作成等に関する審議、計画の進捗状況の点検・評価を行い、計画の推進を図ってきました。

今期の計画では、平成29年の介護保険法の改正により、被保険者の自立した日常生活の支援に係る取組や介護給付等に要する費用の適正化に関し、保険者が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を定めることが規定されました。

区は、計画に掲げた取組を推進するとともに、同会議における取組への評価、助言等を踏まえ、目標達成に向けた活動を継続的に改善し、新たな取組へとつなげていきます。

また、地域包括支援センターの中立・公平な運営を図るための「大田区地域包括支援センター運営協議会」、大田区の地域密着型サービスの公平・公正な運営を確保するための「大田区地域密着型サービス運営協議会」の適正な事業運営に努めていきます。

(4) 介護保険制度や介護サービス等に係る情報提供

介護保険制度の基本的理念とともに、今期の計画で掲げた「自立支援・重度化防止」に対する区の考えを広く周知し、区民や介護サービス事業者と共有していくことが大切です。

また、住み慣れた地域で、高齢者が、その有する能力の維持向上に意欲を持って取り組めるよう、地域の介護予防に向けた取組や、配食、見守り等の生活支援などの情報のほか、介護が必要になった場合においては、適切なタイミングで多様な選択肢から有益な情報が得られ、必要なサービスが受けられるよう、地域包括支援センターや他関係機関と連携し、様々な場や多様な手法により情報発信していきます。

2 介護給付適正化に向けた目標と取組

(1) 介護給付適正化に向けた取組の方向性

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする人（受給者）を適正に認定した上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

区は、これまで、「東京都第3期介護給付適正化計画」*を踏まえ、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知の主要5事業を柱とする取組をすすめてきました。

今期の計画期間では、主要5事業における、これまでの実施状況を検証するとともに、地域包括ケア「見える化」システム*等の活用により、認定者数やサービスの利用状況などを国や東京都平均との比較を通じて現状把握を行い、課題等を明らかにしたうえで、給付適正化事業の取組をより効率的・効果的なものにしていきます。

《大田区における要介護認定やサービスの利用状況の傾向》

- ✓ 軽度（要支援1から要介護2）及び重度別（要介護3から要介護5）の調整済み認定率が、全国、東京都平均よりも全体的に高い傾向にある。
- ✓ 4つの地域（4地域福祉課管内）における認定審査会の認定結果にばらつきがある。
- ✓ 介護サービスの利用率が東京都平均よりも高い傾向にあるサービスが多く、第1号被保険者1人あたりの給付月額も、東京都平均よりも高いサービスが多い。

(2) 主要5事業等の取組と目標

今期の計画期間における介護給付適正化の取組に当たっては、関係各課において共通の目的を共有し、事業の実施後には、その効果を検証・評価し、課題等の洗い出しを行っていくPDCAサイクルにより、実効性のある取組を推進していきます。

また、介護給付適正化事業の取組は、介護サービス事業者の健全な事業運営、継続的な活動基盤の強化に資するため、様々な機会を活用して介護サービス事業者に事業の必要性を周知し、協働して取り組むよう働きかけていきます。

事業	認定の適正化
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○合議体*間、地域ごとの認定結果の平準化を図ります。 ○全国一律の基準に基づく要介護認定が適切に実施されるよう、審査会委員及び認定調査員並びに事務局職員のレベルアップを図ります。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一次判定から二次判定の重度変更及び要支援2と要介護1の振り分けが適切に実施されるよう、審査判定手順を確認します。また、共通の認識のうえで判定が行われるよう、審査会向けにニュースレターを定期的に発行し、情報提供を行うとともに、東京都審査会委員現任研修への参加を促します。 ○要介護認定業務分析データ等の活用によって把握した合議体間の審査判定の傾向や模擬審査の結果により浮かび上がった課題について、合議体連絡会等を通じて共有し、改善点を検討します。 ○認定調査員の調査項目の選択状況や特記事項の記載内容等に関する確実性を高めるため、都・区が実施する研修への参加を促します。また、的確かつ効率的な審査会運営を確保するため、事務局職員向けの研修を実施します。

事業	ケアプラン点検
目標	<p>主任介護支援専門員と区の協働によるケアプラン点検により、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図ります。</p>
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアプラン点検の実施に当たっては、都ガイドライン「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用するため、点検者の養成を図り、その理解を深めていきます。 ○ケアプラン点検の実施規模については、年間50～100件程度を目標とします。 ○点検対象については、新規開設事業者や経験の浅い介護支援専門員によるケアプランのほか、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムや地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、介護サービスごとの第1号被保険者一人あたりの給付額や利用率等といった観点から選定します。 ○ケアプラン点検で把握したケアマネジメントの課題や傾向等を事業者連絡会で公表するほか、主任介護支援専門員を講師とする研修会等で公表することにより、自立支援に資する適切なケアプラン作成に向けた意識・スキルの共有を図ります。

事業	住宅改修・福祉用具点検
目標	○利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者の適切なサービス提供を促します。 ○住宅改修・福祉用具等の適切な利用に向けた、区民への理解促進を図ります。
取組	○住宅改修、福祉用具購入に係る申請書について、利用の必要性の観点から内容審査を行い、不適切な申請等は、作成者及びケアマネジャーに確認します。必要に応じて、利用者、施工事業者、ケアマネジャー等の立会いのもと、訪問調査を実施します。 ○軽度者の福祉用具貸与については、手続きに不備のある事業者等を確認します。 ○パンフレットや冊子等に、住宅改修や福祉用具購入の適切な利用及び福祉用具貸与の基準価格等について、わかりやすく掲載・周知します。

事業	縦覧点検・医療突合
目標	縦覧点検、医療突合リストの活用による、介護報酬の誤請求の発見等を通じて、健全な事業運営に向けた事業者の指導育成を図ります。
取組	○国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検、医療突合リストの内容を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等を点検します。特に、特定のサービスに偏った利用頻度の高いサービス内容等について重点的に確認します。 ○国民健康保険団体連合会の研修に参加し、点検スキルを高めます。また、縦覧点検、医療突合リストの活用方法や活用範囲の拡大を検討するとともに、事務処理マニュアルの整備をすすめます。

事業	介護給付費通知
目標	サービス利用者が「見やすく、理解しやすい」という視点で介護給付費通知を作成するほか、その効果や課題等を検証し、より効果的な介護給付費通知をめざします。
取組	○利用者が自ら受けているサービスを改めて確認し、適正なサービス利用につなげていくため、給付費通知(約 25,000 件)の内容や回数、対象者等について利用者の反応等も参考にしながら適宜見直します。

事業	給付実績の活用
目標	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムによる給付実績データを、ケアプラン点検や実地指導の事業所選定等に活用し、効果的な適正化事業を推進します。
取組	○特定のサービスの利用頻度が高く、第1号被保険者1人あたりの給付月額が高い介護サービス内容等を抽出し、サービス内容を事業所に確認するほか、ケアプラン点検や実地指導の対象事業所の選定等に活用します。 ○国民健康保険団体連合会が実施する研修等への参加、出張説明等を活用し、給付実績の活用方法の修得とともに職員の点検スキルを高めます。